

本章での学習事項

第2章で見てきた通り、年金が**社会保険方式**で運営されている以上、まずは年金に加入する必要があります。年金に加入することを、**被保険者資格を取得**するといひ、年金から抜けることを、**被保険者資格を喪失**するといひます。

本章では、

- ① 被保険者の種類と定義
- ② 被保険者資格の取得・喪失の要件
- ③ 被保険者期間の計算の仕方

について学びます。

リーディングケース

事例：大学生の酒井くんがまもなく20歳になろうとしています。すると自宅に「年金手帳」と「国民年金保険料納付書」が届きました。納付書には、月々10,000円を超える額が記載されていました。

酒井くんとしては、いつもらえるか分からない年金のために、わざわざ高額な保険料を払いたくありません。そもそも、なぜ20歳になって突然、国民年金に加入したのか分かりません。

全体の前置き

国民年金と厚生年金に共通し、被保険者には大きく分けて、強制加入被保険者と任意加入被保険者の2つの種類があります。リーディングケースの酒井くんは、強制加入被保険者に該当します。20歳になったことで、自分の意思とは関係なく、国民年金に加入したのです。

▼ 強制加入被保険者と任意加入被保険者の違い

| 被保険者の種類 | 特徴 |
|----------|---------------------------------|
| 強制加入被保険者 | 要件を満たせば、 法律上当然 に被保険者となる |
| 任意加入被保険者 | 申出 があって初めて、被保険者となることができる |

※「法律上当然に」とは、何も特別の手続きが要らないことを意味します。

国民年金と厚生年金のそれぞれにつき、強制加入被保険者と任意加入被保険者に分け、学習していきます。